

平成 29 年度労災疾病臨床研究事業費補助金

多様な労働者がストレスチェックを受検するに当たって望まれる支援に関する研究

(170101-01)

主任研究者 川上憲人 (東京大学大学院医学系研究科・教授)

分担研究者 今村幸太郎 (東京大学大学院医学系研究科・特任講師)

江口 尚 (北里大学医学部公衆衛生学単位・講師)

研究協力者 北川佳寿美 (ライフキャリアリサーチ・代表)

日高結衣 (東京大学大学院医学系研究科・大学院生)

研究結果の概要

1. 研究目的

本研究の目的は、平成 26 年 6 月に公布され、平成 27 年 12 月に施行予定の改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について、①知的障害等を有する労働者の職業性ストレスを評価するための調査票を新たに開発する、②知的障害等を有する労働者がストレスチェックを受検する上で必要となる合理的配慮のあり方について検討する、以上の 2 点である。

2. 研究方法

1) 知的障害を持つ労働者用のストレスチェック質問票を新たに開発する上で参照すべき先行研究を概観するために、知的障害を持つ労働者のストレス要因、ストレス反応、職場の支援に関する包括的な文献レビューを実施した。

2) 就労継続支援 A 型事業所、特例子会社、知的障害者に就労支援に関する専門家に対して、ヒアリング調査を行った。

3) 知的障害、発達障害、慢性精神障害等を有する労働者におけるストレスチェックについて意見をもらえる専門家パネルを構築し、知的障害等を有する労働者におけるストレスチェックの留意点について留意すべき点について意見を自由記述で収集し、その後「重要性・優先度」のランク付けを求めた。

4) 各分担研究から知的障害を持つ労働者向けストレスチェック質問票開発の参考となる情報の集約、および BJSQ の質問項目と回答選択肢に合わせた挿絵の作成により、それらを用いて知的障害を持つ労働者向けストレスチェック質問票を新たに開発した。

3. 研究成果

1) 知的障害を持つ労働者を対象とした研究は世界的に少なく、知的障害を持つ人の抑うつと不安の測定には Glasgow depression scale および Glasgow anxiety scale が有用であること、知的障害を持つ人においてはライフイベントや社会的支援が抑うつなどの精神健康

と関連がある可能性があることなどが示された。

2) 特例子会社や社会福祉法人が運営する就労継続支援A型事業所におけるストレスチェック実施時の工夫として、挿絵を用いて説明したり、集合形式で説明会を実施するなど、ストレスチェックへの理解を促進するような取り組みが行われていた。

3) 第1回意見聴取（アンケート）には13名から回答があり、9領域69項目にまとめられた。第2回意見聴取には11名の専門家から各項目の評定結果が回答され、「1 事業者による方針表明と労働者への説明における配慮」、「2 衛生委員会等における調査審議における配慮」、「7 安心して医師面接を申し出られる環境づくり」などの領域で特に重要と評価される項目が多かった。

4) 各分担研究からの情報を集約した結果、知的障害を持つ労働者向けストレスチェック質問票の開発にあたっては、①質問項目に対応する挿絵を入れる、②回答選択肢を3択として選択肢を象徴する絵を用意する、③BJSQを使用する際には挿絵を入れる、理解が難しいと思われる項目については言い換えや読み仮名を振る、などの知見が得られ、これらを基に3種類の質問票案を開発した。

4. 結論

今年度の研究成果から、次年度に実施予定である「知的障害等を有する労働者用ストレスチェック質問票の信頼性・妥当性検証」および「知的障害等を有する労働者を雇用している事業場の意見を聞き、実情に合わせたガイドラインを作成」に向けての準備が整った。

5. 今後の展望

目的①に対して、H29年度の成果をもとにH30年度には知的障害等を有する労働者用ストレスチェック質問票の原版を確定し、質問票の信頼性・妥当性について検証する。研究デザインは横断研究デザインを用いるが、再検査信頼性の検証のために調査実施1ヵ月後に再度調査を行う。また、検証にあたっては、通常の質問紙開発における信頼性・妥当性評価に加えて、精神科医等の専門家による構造化面接により評価された客観的ストレス状態の結果とも照合することで、より厳密な信頼性・妥当性検討を行う。

目的②に対して、H29年度の成果をもとにH30年度には知的障害等を有する労働者へのストレスチェック運用の在り方について検討する。具体的には、現行のストレスチェック制度における運用に合わせて知的障害等を有する労働者にストレスチェックを実施する際に、知的障害の程度や症状の重症度によりどのような配慮が必要となるかについての運用の手引きをまとめ、実務担当者や専門家からのフィードバックを得ながらガイドラインを作成する。